

学校法人菅原学園  
役員及び評議員の報酬等の支給基準

学校法人菅原学園

令和7年7月1日(制 定)

令和7年7月1日(発 行)

(第1版)

| 承 認                                                                                 | 作 成                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |
| 令和7年6月30日                                                                           | 令和7年6月30日                                                                            |



## 学校法人菅原学園役員及び評議員の報酬等の支給の基準

### （目的）

第１条 この基準は、学校法人菅原学園（以下「法人」という。）の寄付行為第６０条第１項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義等）

第２条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （１）役員とは、理事及び監事をいう。
- （２）常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- （３）非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- （４）報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金、その他役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、理事又は評議員のうち職員を兼ねる者については、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- （５）費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）等の経費をいう。

### （報酬等の支給）

第３条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- （１）常勤の役員                      報酬、賞与、退任慰労金
- （２）非常勤の役員                  報酬

２ 評議員に対しては、報酬等を支給しない。

### （報酬の額の算定方法）

第４条 役員に対する報酬の額は、別表１に定めるところによる。

２ 前項に規定する報酬は、年額として支給する。

ただし、第３項規定の理事以外の理事もしくは、監事については、年額報酬を月額計算し毎月支給することができる。

３ 理事長並びに副理事長及び役付理事の報酬は、前項の規定によらず、別表２に定める範囲

内で理事会において決定し支給する。

４ 前項に規定する報酬は、月額として支給する。

（報酬の日割り計算）

第５条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

２ 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

３ 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（賞与の額の算定方法）

第６条 常勤役員の賞与の額の算定方法については、本法人の職員に適用される給与規程を準用する。

（退任慰労金の額の算定方法）

第７条 常勤役員の退任慰労金の額の算定は、次の各項目をそれぞれ乗じた額とする。

（１）退任時最終役員報酬月額（年額報酬の場合にはその１２分の１）

（２）役員在任年数（就任から退任までの年数とし、在任１年未満の端数月は、１年として計算する。）

（３）退任時役位別倍率

ただし算定額に１万円未満の端数がある場合は、１万円単位に切り上げる。

（報酬等の支給方法）

第８条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

（１）報酬 本法人の職員に適用される給与規程を準用する。ただし、第４条第２項  
の年額として支給する報酬については別に定める。

（２）賞与 本法人の職員に適用される給与規程を準用する。

（３）退任慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後１か月以内

２ 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人

名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

３ 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

（費用）

第 9 条 役員及び評議員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（端数の処理）

第 10 条 この基準により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額が 5 0 銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が 5 0 銭以上であるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。ただし、第 7 条の退任慰労金を除く。

（公表）

第 11 条 この法人は、この基準をもって、私立学校法第 1 0 0 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補足）

第 12 条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

第 13 条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1. この基準は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。
2. この基準制定に伴い、役員の報酬等の支給の基準(令和 2 年 3 月 23 日制定)は廃止する。

制定 令和 7 年 7 月 1 日

別表 １

| 区 分                          | 報酬（年額）        |
|------------------------------|---------------|
| 寄附行為第８条第１項第１号第２号<br>の<br>理 事 | 3,600,000 円以内 |
| 監 事                          | 1,200,000 円以内 |

別表 ２

| 区 分     | 報酬（月額）                |
|---------|-----------------------|
| 理 事 長   | 1,300,000 ～ 2,000,000 |
| 副 理 事 長 | 700,000 ～ 1,200,000   |
| 役 付 理 事 | 400,000 ～ 800,000     |